

その他 案件1

障害者差別解消支援地域協議会について

障害者差別解消法第17条第1項の規定により、国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関」という。）は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する障害者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができることとされています。

大阪府下43市町村において、設置自治体は23自治体。（令和5年4月1日現在）

➡ 柏原市は現在、未設置。

令和5年度より、障害者差別解消法が完全施行となり、民間事業所による合理的配慮も義務となり、障害者の差別解消への取組が、さらに重要となる。

- 障害者差別の解消に資する取組の共有
- 障害者差別の相談や紛争の防止、解決に係る事例の共有
- 障害者差別に関する相談体制の充実
- 障害者差別の解消に資する取組の周知・啓発

今後、障害者差別に関係する上記内容等について、情報を共有し、効果的かつ円滑に行うネットワークとして、自立支援協議会に「障害者差別解消支援地域協議会」の役割を付加し、主に相談部会において障害者差別に関する相談や事例等について情報共有等を行い、事案が発生した場合は、自立支援協議会全体会において報告を行う。